

県たばこ税（県税）／市町村たばこ税（市町村税）

たばこの消費に対してかかるもので、たばこの価格の中に含まれています。

◆納める人

日本たばこ産業(株)、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに、そのたばこの本数を基準として税が課せられます。この税は、たばこの小売価格の中に含まれていますので最終的には消費者が負担することになります。

◆納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）×税率

	税 率（1,000本につき）		
	平成30年10月1日～	令和2年10月1日～	令和3年10月1日～
県たばこ税	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円

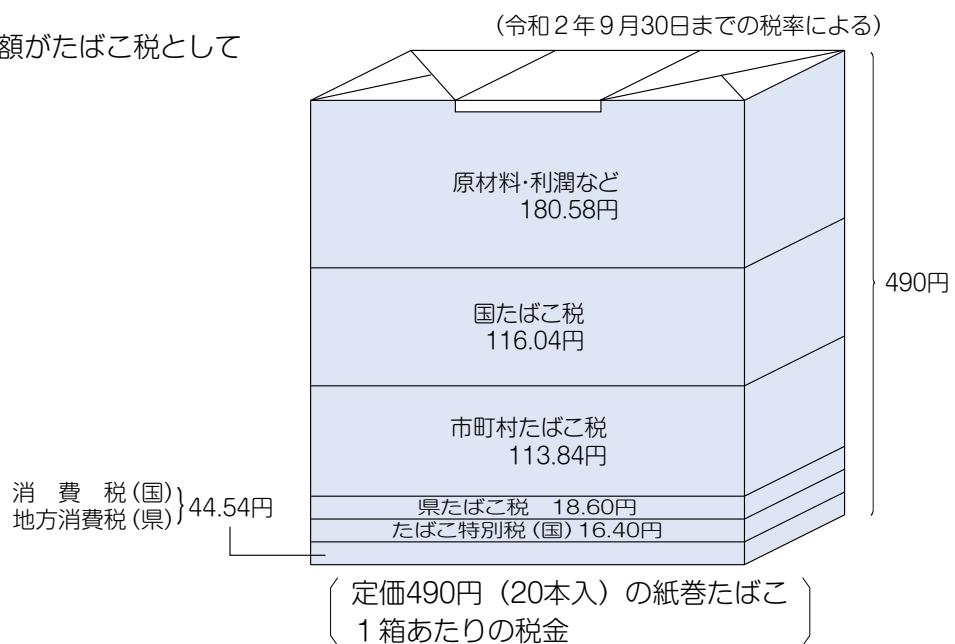
(注) 平成30年度の税制改正により、税率が令和3年10月にかけて段階的に引き上げられることとなりました。

◆申告と納税

日本たばこ産業(株)等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

◆その他の

国にも同じように一定の金額がたばこ税として納められています。



たばこは地元で買いましょう。

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、役立てられます。